

【年間介護保険料額】第7期（平成31年度） 基準額72,684円

介護保険料は、4月1日現在における、あなたとあなたの属する世帯員全員の町民税の課税状況等をもとに、下表に基づき決定しています。

		保険料段階	対 象 者	保険料率	年間保険料額
本人が町民税非課税	町民税非課税世帯	第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の者 本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者	0.375 (0.5)	27,256円 (36,342円)
		第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の者	0.575 (0.65)	41,793円 (47,244円)
		第3段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円を超える者	0.725 (0.75)	52,695円 (54,513円)
	町民税課税世帯	第4段階	本人が町民税非課税であるが、同一世帯内に町民税課税の者がおり、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者	0.85	61,781円
		第5段階	本人が町民税非課税であるが、同一世帯内に町民税課税の者がおり、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える者	1 【基準額】	72,684円
本人が町民税課税	第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の者	1.2	87,220円	
	第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	1.3	94,489円	
	第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	1.5	109,026円	
	第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	1.7	123,562円	
	第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	1.8	130,831円	
	第11段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の者	1.9	138,099円	
	第12段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の者	2.0	145,368円	
	第13段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の者	2.1	152,636円	
	第14段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の者	2.2	159,904円	
	第15段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の者	2.3	167,173円	
	第16段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の者	2.4	174,441円	

※表内の（ ）は、公費投入による軽減前の保険料率と保険料額です。
 ※介護保険料の算定に用いる合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。
 ※第1段階から第5段階の方の合計所得金額は、特別控除額と公的年金等に係る雑所得を控除した金額となります。
 ※消費税率が令和元年10月から10%に引き上げられることに伴い、国において政令改正が行われ、第1段階から第3段階の保険料率が軽減されています。